

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1070号)

平成24年11月15日

横情審答申第1070号

平成24年11月15日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成24年3月9日戸地振第1302号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成21年度戸地振第351号「平成21年度自治会町内会に対する地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金の交付について（自治会町内会分2回目）」のうち、平戸町町内会に係る「平成21年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金交付申請書」及びその添付書類一式」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が「平成21年度戸地振第351号「平成21年度自治会町内会に対する地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金の交付について（自治会町内会分2回目）」のうち、平戸町町内会に係る「平成21年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金交付申請書」及びその添付書類一式」を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「戸塚区平戸町町内会に係る(2)平成21年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金交付申請書及びその添付書類一式」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年1月5日付で「平成21年度戸地振第351号「平成21年度自治会町内会に対する地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金の交付について（自治会町内会分2回目）」のうち、平戸町町内会に係る「平成21年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金交付申請書」及びその添付書類一式」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由及び横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため、一部開示とした理由は次のように要約される。

## (1) 本件申立文書の特定について

異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書において、本件申立文書に添付されているものとして旅費規程、防災組織運営規程、慶弔規程及び表彰規程の開示を求める旨、主張するものと解される。

条例第2条第2項に規定する行政文書は、「当該実施機関が保有しているもの」であり、「当該実施機関が保有している」とは、開示請求時点において、当該実施機関が所持している文書をいう。本件請求があった平成23年9月28日現在、これらの書類は保有していなかった。したがって、本件請求時点において保有していた本

件申立文書を特定した。

なお、平成23年10月28日に平戸町町内会（以下「本件町内会」という。）へ提出を依頼し、同年11月1日には旅費規程及び防災組織運営規程を、同月16日には慶弔規程を本件町内会から取得している。表彰規程は本件町内会から提出を受けていない。

その後、平成24年1月7日に申立人から防災組織運営規程を求める開示請求がなされたことから、防災組織運営規程の一部開示決定を行った。同時に、旅費規程及び慶弔規程については任意提供を行った。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

非開示としている部分は、個人の氏名及び住所、個人印の印影並びに写真に記録された個人の顔である。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした。

(3) 本件請求から本件処分までの経緯について

平成23年9月28日付の本件請求に対し、平成23年10月13日戸地振第759号により「(2)平成21年度戸地振第351号「平成21年度自治会町内会に対する地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金の交付について（自治会町内会分2回目）」のうち、平戸町町内会に係る「平成21年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金交付申請書」及びその添付書類一式」ほか9文書について一部開示決定（以下「当初処分」という。）を行った。その後、申立人から平成23年10月31日付で当初処分に対する異議申立てが提起された。当初処分の見直しを行ったところ、開示範囲及び文書特定に誤りがあったという事実が認められたことから平成24年1月5日戸地振第957号により、当初処分を取り消し、本件処分を行った。本件異議申立ては、平成24年1月5日の本件処分に対するものである。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 本件申立文書について、特定されずに隠蔽された添付文書（旅費規程、防災組織運営規程その他）を開示する旨の決定の処分を求める。

(3) 次のとおり、実施機関は再開示決定である本件処分においてもなお、添付文書の

一部を特定せずに隠蔽していると考えざるを得ない。よって、本件処分は瑕疵ある行政処分であり、取り消すべきである。

ア 補助金交付申請書に添付されている「平戸町町内会規約（案）」は総会資料の一部と思われる。これは、平成21年度総会において規約改正があったために、地域活動推進費補助金交付要綱（平成18年3月30日市協地第10171号）第5条（補助金交付申請）で義務付けられている提出書類として提出されたものである。この規約案の第30条（規約改正）には「平成21年4月12日 旧漢字および文章・構成の変更 旅費規程・防災組織運営規程の追加」と記載されている。このことから、旅費規程、防災組織運営規程その他が提出書類として添付されていたと考えることが妥当である。

イ このことは、平成20年度補助金交付申請時に本件町内会が提出した規約に、「名誉会長・顧問・相談役の委嘱規程（改正後）」が添えられていること及び安全管理局危機管理室危機管理課（当時。現在の消防局危機管理室危機管理部危機管理課）所管の「町の防災組織」活動費補助金交付申請書の添付書類が要綱に定める申請書添付書類を兼ねていることから類推される。

(4) 本件町内会の町内会規約は規約本文と諸規程が一体となって構成されているのであって、この考え方は審査会答申第756号にも示されている。仮にそう解釈できないとしても、規約本文中に「第29条（防災組織運営規程）」として新たに定めたのであるから、「町の防災組織」活動費補助金の申請時に、規約だけでなく同規程についてもあえて省いて提出するとは考えにくい。少なくとも防災組織運営規程については、制定時の平成21年度には提出があり、実施機関が取得していたものと容易に推認できる。

(5) 実施機関は申立人が慶弔規程及び表彰規程についても開示を求めていると解しているが、その事実はない。防災組織運営規程の開示を求めていたのであって、旅費規程については異議申立ての過程で主張したまでである。

(6) 特記事項

ア 本件処分において、平戸町公民館の所在番地について町内会規約上の変更が補助金申請書と不整合であることが露呈した。また、本件町内会には「町の防災組織」から非会員を排除するという横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱（平成18年4月1日総危第10398号）違反の事実がある。このような事情により、実施機関が文書不特定による不当、違法な処分をしたものとする。

イ 当初処分に対する平成23年10月31日付異議申立てについては、その却下処分が同年12月28日付で内部的意思決定されている。しかし、却下とされた根拠となる当初処分の取消し処分に係る通知到達日は平成24年1月6日であった。当初処分の取消しの効力が発生する前の異議申立ての却下決定は違法である。

ウ 再度の異議申立てとなった本件異議申立てについては、実施機関がすべて認容すると応えたとしても審査会への諮問を経ない「追加決定あるいは再開示決定の取消し・再々決定のうえ、却下」などという対応は許されない。情報公開制度の運営（条例解釈など）に関わる重要な問題がある事案として、本件は審査会への諮問は避けられない。

- (7) 諮問に係る資料として、横浜地方裁判所に提訴した訴状及び証拠書類を提出する。その趣旨は、申立人が平成23年10月31日付で提起した異議申立てに対し、実施機関が平成24年1月5日付で行った却下処分を取り消すことを求めるものである。実施機関が、審査会へ諮問することなく当該異議申立てを却下したことは、違法であり、瑕疵ある行政処分である。

## 5 審査会の判断

### (1) 地域活動推進費補助金について

実施機関では、住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的として、地域活動推進費補助金交付要綱を定め、自治会町内会及びその連合組織に対して地域活動推進費補助金（以下「本件補助金」という。）を交付している。

また、実施機関では、町内会等が行う防犯灯の維持管理に要する経費についても、防犯灯維持管理費補助金交付要綱（平成18年3月30日市協地第10170号）を定め、防犯灯維持管理費補助金を交付している。

本件補助金及び防犯灯維持管理費補助金の交付申請は同一の申請書で受け付け、同一の決定通知書で補助金の交付を決定している。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、戸塚区総務部地域振興課において平成21年度の本件補助金及び防犯灯維持管理費補助金を交付することを決定した起案文書のうち、本件町内会に係る当該補助金の交付申請書及びその添付書類である。

本件申立文書は、交付申請書、事業計画、収支予算書、町内会規約、電気料金領収証及び総会資料で構成されている。

実施機関は、本件申立文書に記録された個人の氏名及び住所、個人印の印影並びに写真に記録された個人の顔を非開示としている。

申立人は、町内会規約について、防災組織運営規程及び旅費規程（以下「防災組織運営規程等」という。）が本件申立文書を構成する書類として存在しているはずであり、その開示を求めると主張している。

(3) 防災組織運営規程等の不存在について

ア 実施機関は、防災組織運営規程等については、本件請求時に保有していなかったと主張しているため、当審査会では、平成24年8月2日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求があった平成23年9月28日時点では防災組織運営規程等は保有していなかった。本件申立文書に係る平成21年度の本件補助金の交付申請の受付の際に、防災組織運営規程等は本件町内会から提出されておらず、また提出するよう求めていないためである。

(イ) 団体の規約は、地域活動推進費補助金交付要綱第2条に規定する補助金の交付対象団体である自治会町内会等（以下「地縁による団体等」という。）であることの確認のために提出を求めている。したがって、規約本体があれば、団体の確認をするという目的は達せられるため、防災組織運営規程等は必要ない。

(ウ) 一般的に、ほかの同様の事業において、必要書類が不足している場合には、提出を求めている。しかし、本件では、防災組織運営規程等は本件補助金の交付申請に必要な書類ではないため、提出するよう求めていない。

(エ) 本件請求の際に、防災組織運営規程等について申立人から保有していないのかと質問を受けた。今後の参考のために、防災組織運営規程等を本件町内会に提出を求め取得した。平成24年1月に防災組織運営規程は開示請求により申立人へ一部開示をし、また、旅費規程は開示の実施を行った際に情報提供をした。

(オ) しかしながら、防災組織運営規程等はあくまで参考として入手しただけである。本件補助金に係る交付申請時の必要書類についての取扱いは変えておらず、今後も提出を求めることはない。平成24年度に係る本件補助金の交付申請も受付を行ったが、本件町内会からは防災組織運営規程等は提出されておらず、また提出するよう求めていない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 地域活動推進費補助金交付要綱第5条には、申請書に添付しなければならない

い書類として、「団体の規約」が定められている。本件町内会の規約には、第28条において旅費に関すること及び第29条において防災組織運営委員会に関することが規定され、また、附則においては「旅費規程・防災組織運営規程の追加」と記載されており、防災組織運営規程等は本件町内会の規約とは別に定められていることから、本件町内会の規約と防災組織運営規程等は同一の文書であるとは認められない。そうすると、防災組織運営規程等は、本件補助金の交付申請に当たって必要な書類ではないと解される。

- (イ) また、実施機関は本件補助金の交付申請の受付において、団体の規約の提出を求めることとしているのは、地縁による団体等の実態の有無を審査するためであり、防災組織運営規程等はなくても、地縁による団体等であることの確認ができると説明している。当審査会が本件町内会の規約を見分したところ、本件町内会が地縁による団体等であることが確認できる内容であると認められた。
- (ウ) これらのことを考え合わせると、本件補助金の交付申請の受付の際に、防災組織運営規程等が本件町内会から提出されていなかったため、本件請求時に防災組織運営規程等を保有していなかったという実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

なお、実施機関が、防災組織運営規程等について、本件請求の際に申立人から指摘があったため、参考として本件町内会に提出を求めたという事実があるが、実施機関が現在も防災組織運営規程等を本件補助金の申請の際に提出させていないことを考えると、本件補助金の申請に防災組織運営規程等は必要な書類ではないとする実施機関の解釈に矛盾はない。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、個人の氏名及び住所、個人印の印影並びに写真に記録された個人の顔は、本号本文に該当すると主張しているため、以下検討する。

ウ これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、当該情報は本号ただし書のいずれにも該当しない。

(5) 申立人の主張について

申立人は、当初処分に対する異議申立てについて、実施機関が審査会に諮問することなく却下したことを違法であると主張している。しかし、当該主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のおり、実施機関が本件申立文書を特定し、条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年3月9日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年3月16日 (第135回第三部会) 平成24年3月22日 (第203回第一部会) 平成24年3月23日 (第210回第二部会)	・諮問の報告
平成24年4月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年4月20日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成24年6月1日 (第138回第三部会)	・審議
平成24年6月15日 (第139回第三部会)	・審議
平成24年7月19日 (第140回第三部会)	・審議
平成24年8月2日 (第141回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年9月20日 (第142回第三部会)	・審議
平成24年10月4日 (第143回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成24年10月18日 (第144回第三部会)	・審議